

資 料

別紙 記入要領、設問の補足説明

1. 記入要領

- 問 1～問 4、問 10～問 15、問 18 は該当する選択肢の番号に○をつけ、() には数字をご記入ください。
 - 問 5～問 9、問 16、問 17 は下の回答例のように、選択肢の番号に○をつけた上で人数をご記入ください。
- 回答例：問 5 に関する解雇事件 1 の回答が、判決で解雇無効 3 人、解雇有効 5 人の場合、下図のようになります。

問 5 解雇の効力について、判決はどのような結論でしたか(同一事件において複数の被解雇者の結論が異なる場合、結論別に人数をお教えください)。		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1 解雇無効	人数をお教えてください	(3)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 解雇有効	人数をお教えてください	(2)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		(5)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

2. 問 1、問 11 の補足説明

- このアンケート調査の対象となる「解雇事件」
被解雇労働者の原職復帰そのものを求めて訴訟で争った事件のことを言います。損害賠償だけを求める訴訟は含まれませんが、労働者たる地位保全等仮処分を求める訴訟は含まれます。また、公務員の解雇事件は除いてください。
- このアンケート調査でいう「終結」
判決が確定した状態、又は裁判上の和解、裁判外の和解で訴訟が終結した状態を言います。
- 事件数の教え方
記入に当たっては被解雇者数にかかわらず、裁判所の判決、裁判上の和解又は裁判外の和解ごとに一の事件としてください。したがって、例えば複数人の整理解雇事件について、その一部の者が不当労働行為として争っている場合であっても、同一判決により終結した場合には一の事件として記入してください。また、複数回にわたって解雇の意思表示が行われた場合についても、一の判決、裁判上の和解又は裁判外の和解となっている場合には、一の事件として記入してください。

3. 問 3、問 14 の補足説明

- 問 3、問 14 (解雇の分類に関する問い) は使用者側が主張する解雇理由、労働者側が主張する解雇無効の理由をお教え下さい。例えば整理解雇を契機とする事件で、使用者側は整理解雇の要件を満たしていると主張し、労働者側が整理解雇の要件を満たしていないと主張している場合には選択肢 1 にだけ○をつけていただきますが、労働者側が組合員であるが故に整理解雇されたと主張している場合には選択肢 1 と選択肢 4 に○をおつけください。
- 問 3、問 14 (解雇の分類に関する問い) の選択肢 31 と選択肢 32 について、例えば、傷病のほか、運転手の免許停止、勤務医の医師資格停止など労働者が客観的に労務の提供を行うことができないう主張は選択肢 31 に該当し、客観的に労務の提供を行うことはできるものの、協調性に欠ける、仕事に向いていないという主張は選択肢 32 に該当します。

4. 問 9、問 10、問 17、問 18 の補足説明

- このアンケート調査でいう「いわゆる解決金」(問 9)、「いわゆる和解金・解決金」(問 17)
例えば、整理解雇事件において、生活費・職業訓練費用を再就職までの間々々支払う場合等、金銭については、上限が決まっていた場合は上限を基礎に、問 10、問 18 の賃金月数、金額をお教えください。上限が決まっていなかった場合には、問 10、問 18 は「わからない」に○をおつけください。

● この調査では、裁判手続を経ない和解(自主解決)は含みません(別紙 記入要領、設問の補足説明をご参照ください)

1枚目表

問1 先生が単独または弁護士団の代表(主任弁護士)として裁判所で係争していた解雇事件で、過去3年間(2001年1月1日から2003年12月31日まで)に 本案訴訟の判決確定で終了した解雇事件はありますか(○は1つだけ)。
このアンケート調査で言う「解雇事件」「終結」の定義、事件の数え方については別紙「記入要領、設問の補足説明」を参照してください。

1 一件もない ー問11にお進みください
2 ある ()件 ーそれぞれの事件について問2～問10にお答えください。

15件を超える場合には、恐れ入りますが、2枚目表、3枚目表にご記入ください。

	事 件 1	事 件 2	事 件 3	事 件 4	事 件 5	事 件 6	事 件 7	事 件 8	事 件 9	事 件 10	事 件 11	事 件 12	事 件 13	事 件 14	事 件 15
問2 被解雇者の人数をご記入ください。	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問3 その解雇は次のどれに分類できますか。労使互いの主張に基づく分類をお教えください(複数回答可)。	1 整理解雇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 懲戒解雇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 普通解雇(次の31から34に該当しますか)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31 傷病・資格喪失等による労務提供不能	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32 適格性の欠如	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33 規律違反	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34 信頼関係の喪失	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
4 労組法7条1号・4号がらみの解雇	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
問4 解雇から判決が出るまで、どのくらいの期間がかりましたか(例:1年5カ月でしたら17ヶ月とご記入ください)。	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問5 解雇の効力について、判決はどのような結論でしたか(同一事件において複数の被解雇者の結論が異なる場合、結論別に人数をお教えください)。	1 解雇無効	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 解雇有効	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問6 (問5で選択肢1に○をつけた場合)実際に会社に復帰しましたか(「解雇無効」が2人以上で復帰状況が異なる場合、状況別に人数を教えてください)。「復帰」とは会社に出勤することであり、元の職場への復帰に限定しません。また、会社に出勤していれば、労務を受領されていなくても「復帰」とします。	1 復帰してそのまま勤務を継続している	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 一度復帰したが離職した	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 復帰しなかった(即日退職を含む)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4 わからない	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問7 (問6で選択肢1に○をつけた場合)復帰してそのまま勤務を継続している場合、どのくらいの期間が経っていますか。	1 1ヶ月未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 1ヶ月以上6ヶ月未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 6ヶ月以上	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4 わからない	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問8 (問6で選択肢2に○をつけた場合)一度復帰したものの離職した場合、復帰してからその会社を離職するまでの期間はどのくらいでしたか。	1 1ヶ月未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 1ヶ月以上6ヶ月未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 6ヶ月以上	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4 わからない	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問9 (問6で選択肢2、3に○をつけた場合)離職にあたり、通常支払われる退職金以外にいわゆる解決金等(解雇が無効とされたことによる過去の賃金の支払いを含みます)の支払いはありましたか。	1 あった	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 なかった	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 わからない	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問10 (問9で選択肢1に○をつけた場合)そのとき支払われた、通常支払われる退職金以外のいわゆる解決金等(解雇が無効とされたことによる過去の賃金の支払いを含みます)の一人当たりの金額は賃金何ヶ月分、何万円ですか。賃金月数と金額の両方をお教えください。	1 A「解決金等」は賃金月数で言うと……	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
1 B「解決金等」は金額で言うと……	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
2 わからない	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

裏面に問11がございます。

● この調査では、裁判手続きを経ない和解(自主解決)は含みません(別紙 記入要領、設問の補足説明をご参照ください)

1枚目裏

問11 先生が単独または弁護団の代表(主任弁護士)として裁判所で係争していた解雇事件で過去3年間(2001年1月1日から2003年12月31日まで)に **本案訴訟の判決確定以外で** 終了した解雇事件はありますか(○は1つだけ)。
このアンケート調査で言う「解雇事件」「終結」の定義、事件の数え方については別紙「記入要領、設問の補足説明」を参照してください。

- 1 一件もない → 以上で調査は終了です。
- 2 ある () 件 → それぞれの事件について問12～問18にお答えください。

15件を超える場合には、恐れ入りますが、2枚目裏、3枚目裏にご記入ください。

	事 件 1	事 件 2	事 件 3	事 件 4	事 件 5	事 件 6	事 件 7	事 件 8	事 件 9	事 件 10	事 件 11	事 件 12	事 件 13	事 件 14	事 件 15
問12 どのような事由で終結しましたか。															
1 裁判上の和解	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 裁判外の和解 (仮処分決定に基づく和解を含む)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 その他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問13 被解雇者の人数をご記入ください。															
	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問14 その解雇は次のどれに分類できますか。労使互いの主張に基づく分類をお教えてください(複数回答可)。															
1 整理解雇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 懲戒解雇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 普通解雇(次の31から34に該当しますか)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31 傷病・資格喪失等による労務提供不能	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32 適格性の欠如	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33 規律違反	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34 信頼関係の喪失	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
4 労組法7条1号・4号がらみの解雇	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
問15 (問12で選択肢1か2に○をつけた場合)解雇から和解成立まで、どのくらいの期間がかかりましたか(例:1年5カ月でしたら17ヶ月とご記入ください)。															
	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月
問16 (問12で選択肢1か2に○をつけた場合)復帰についてどのような前提で和解しましたか。(同一事件において複数の被解雇者の前提が異なる場合、前提別に人数をお教え下さい)。															
1 復帰又は再雇用を認める前提 人数を教えてください	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人
2 復帰又は再雇用を認めない前提 人数を教えてください	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人
問17 (問16で選択肢2に○をつけた場合)和解にあたり、通常支払われる退職金以外にいわゆる和解金・解決金の支払はありましたか(解雇が無効とされたことによる過去の賞金の支払を含みます)。															
1 あった 人数を教えてください	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人	1 () 人
2 なかった 人数を教えてください	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人	2 () 人
3 わからない	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問18 (問17で選択肢1に○をつけた場合)そのとき支払われた、通常支払われる退職金以外のいわゆる和解金・解決金(解雇が撤回されたことによる過去の賞金の支払いを含みます)の一人当たりの金額は賞金何ヶ月分、何万円ですか。賞金月数と金額の両方をお教えください。															
1 A「和解金等」は賞金月数で言うと……	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分
1 B「和解金等」は金額で言うと……	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円
2 わからない	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

ご多忙のところ、ご協力下さいまして誠にありがとうございました。11月19日(金)までにご返送くださいますようお願いいたします。

2枚目（1枚目で回答しきれなかった場合のみお使いください）

1枚目に回答しきれなかった事件(事件16～30)についてご記入下さい。

2枚目 表

30件を超える場合には、恐れ入りますが、3枚目表にご記入ください。

	事解 件雇 16	事解 件雇 17	事解 件雇 18	事解 件雇 19	事解 件雇 20	事解 件雇 21	事解 件雇 22	事解 件雇 23	事解 件雇 24	事解 件雇 25	事解 件雇 26	事解 件雇 27	事解 件雇 28	事解 件雇 29	事解 件雇 30
問2 被解雇者の人数をご記入ください。	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問3 その解雇は次のどれに分類できますか。労使互いの主張に基づく分類をお教えてください(複数回答可)。															
1 整理解雇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 懲戒解雇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 普通解雇(次の31から34に該当しますか)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31 傷病・資格喪失等による労務提供不能	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32 適格性の欠如	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33 規律違反	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34 信頼関係の喪失	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
4 労組法7条1号・4号がらみの解雇	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
問4 解雇から判決が出るまで、どのくらいの期間がかかりましたか(例:1年5カ月でしたら17ヶ月とご記入ください)。	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問5 解雇の効力について、判決はどのような結論でしたか(同一事件において複数の被解雇者の結論が異なる場合、結論別に人数をお教えてください)。															
1 解雇無効	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 解雇有効	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問6 (問5で選択肢1に○をつけた場合)実際に会社に復帰しましたが「解雇無効」が2人以上で復帰状況が異なる場合、状況別に人数を教えてください。「復帰」とは会社に出勤することであり、元の職場への復帰に限定しません。また、会社に出勤していれば、労務を受領されていないでも「復帰」とします。															
1 復帰してそのまま勤務を継続している	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 一度復帰したが離職した	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 復帰しなかった(即日退職を含む)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4 わからない	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問7 (問6で選択肢1に○をつけた場合)復帰してそのまま勤務を継続している場合、どのくらいの期間が経っていますか。															
1 1ヶ月未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 1ヶ月以上6ヶ月未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 6ヶ月以上	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4 わからない	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問8 (問6で選択肢2に○をつけた場合)一度復帰したものの離職した場合、復帰してからその会社を離職するまでの期間はどのくらいでしたか。															
1 1ヶ月未満	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 1ヶ月以上6ヶ月未満	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 6ヶ月以上	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
4 わからない	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
問9 (問6で選択肢2、3に○をつけた場合)離職にあたり、通常支払われる退職金以外にいわゆる解決金等(解雇が無効とされたことによる過去の賃金の支払いを含みます)の支払いはありましたか。															
1 あった	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
2 なかった	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
人数を教えてください	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
3 わからない	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問10 (問9で選択肢1に○をつけた場合)そのとき支払われた、通常支払われる退職金以外のいわゆる解決金等(解雇が無効とされたことによる過去の賃金の支払いを含みます)の一人当たりの金額は賃金何ヶ月分、何万円ですか。賃金月数と金額の両方をお教えてください。															
1 A「解決金等」は賃金月数で言うと……	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
1 B「解決金等」は金額で言うと……	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
2 わからない	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

裏面に問11がございます。

2枚目（1枚目で回答しきれなかった場合のみお使いください）

1枚目に回答しきれなかった事件(事件16～30)についてご記入下さい。

2枚目 裏

30件を超える場合には、恐れ入りますが、3枚目裏にご記入ください。

	事 件 16	事 件 17	事 件 18	事 件 19	事 件 20	事 件 21	事 件 22	事 件 23	事 件 24	事 件 25	事 件 26	事 件 27	事 件 28	事 件 29	事 件 30
問12 どのような事由で終了しましたか。															
1 裁判上の和解	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 裁判外の和解 (仮処分決定に基づく和解を含む)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 その他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問13 被解雇者の人数をご記入ください。	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問14 その解雇は次のどれに分類できますか。労使互いの主張に基づく分類をお教えてください(複数回答可)。															
1 整理解雇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 懲戒解雇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 普通解雇(次の31から34に該当しますか)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31 傷病・資格喪失等による労務提供不能	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32 適格性の欠如	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33 規律違反	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34 信頼関係の喪失	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
4 労組法7条1号・4号がらみの解雇	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
問15 (問12で選択肢1か2に○をつけた場合)解雇から和解成立まで、どのくらいの期間がかかりましたか(例:1年5カ月でしたら17ヶ月とご記入ください)。	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月
問16 (問12で選択肢1か2に○をつけた場合)復帰についてどのような前提で和解しましたか。(同一事件において複数の被解雇者の前提が異なる場合、前提別に人数をお教え下さい)。															
1 復帰又は再雇用を認める前提 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
2 復帰又は再雇用を認めない前提 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問17 (問16で選択肢2に○をつけた場合)和解にあたり、通常支払われる退職金以外にいわゆる和解金・解決金の支払はありましたか(解雇が無効とされたことによる過去の賞金の支払を含みます)。															
1 あった 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
2 なかった 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
3 わからない	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問18 (問17で選択肢1に○をつけた場合)そのとき支払われた、通常支払われる退職金以外のいわゆる和解金・解決金(解雇が撤回されたことによる過去の賞金の支払いを含みます)の一人当たりの金額は賞金何ヶ月分、何万円ですか。賞金月数と金額の両方をお教えください。															
1 A「和解金等」は賞金月数で言うと……	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分
1 B「和解金等」は金額で言うと……	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円
2 わからない	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

ご多忙のところ、ご協力下さいまして誠にありがとうございました。11月19日(金)までにご返送くださいますようお願いいたします。

3枚目 (1枚目、2枚目で回答しきれなかった場合のみお使いください) 1枚目、2枚目に回答しきれなかった事件(事件31~45)についてご記入下さい。

3枚目 表

	事 件 31	事 件 32	事 件 33	事 件 34	事 件 35	事 件 36	事 件 37	事 件 38	事 件 39	事 件 40	事 件 41	事 件 42	事 件 43	事 件 44	事 件 45
問2 被解雇者の人数をご記入ください。	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問3 その解雇は次のどれに分類できますか。労使互いの主張に基づく分類をお教えください(複数回答可)。															
1 整理解雇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 懲戒解雇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 普通解雇(次の31から34に該当しますか)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31 傷病・資格喪失等による労務提供不能	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32 適格性の欠如	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33 規律違反	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34 信頼関係の喪失	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
4 労組法7条1号・4号がらみの解雇	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
問4 解雇から判決が出るまで、どのくらいの期間がかりましたか(例:1年5カ月でしたら17ヶ月とご記入ください)。	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月	() ヶ月
問5 解雇の効力について、判決はどのような結論でしたか(同一事件において複数の被解雇者の結論が異なる場合、結論別に人数をお教えください)。															
1 解雇無効 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
2 解雇有効 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問6 (問5で選択肢1に○をつけた場合)実際に会社に復帰しましたか(「解雇無効」が2人以上で復帰状況が異なる場合、状況別に人数を教えてください)。「復帰」とは会社に出勤することであり、元の職場への復帰に限しません。また、会社に出勤していれば、労務を受領されていないでも「復帰」とします。															
1 復帰してそのまま勤務を継続している 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
2 一度復帰したが離職した 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
3 復帰しなかった(即日退職を含む) 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
4 わからない 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問7 (問6で選択肢1に○をつけた場合)復帰してそのまま勤務を継続している場合、どのくらいの期間が経っていますか。															
1 1ヶ月未満 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
2 1ヶ月以上6ヶ月未満 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
3 6ヶ月以上 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
4 わからない 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問8 (問6で選択肢2に○をつけた場合)一度復帰したものの離職した場合、復帰してからその会社を離職するまでの期間はどのくらいでしたか。															
1 1ヶ月未満 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
2 1ヶ月以上6ヶ月未満 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
3 6ヶ月以上 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
4 わからない 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
問9 (問6で選択肢2、3に○をつけた場合)離職にあたり、通常支払われる退職金以外にいわゆる解決金等(解雇が無効とされたことによる過去の賃金の支払いを含みます)の支払いはありましたか。															
1 あった 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
2 なかった 人数を教えてください	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
3 わからない	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問10 (問9で選択肢1に○をつけた場合)そのとき支払われた、通常支払われる退職金以外のいわゆる解決金等(解雇が無効とされたことによる過去の賃金の支払いを含みます)の一人当たりの金額は賃金何ヶ月分、何万円ですか。賃金月数と金額の両方をお教えください。															
1 A「解決金等」は賃金月数で言うと……	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分	() ヶ月分
1 B「解決金等」は金額で言うと……	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円	() 万円
2 わからない	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

裏面に問11がございます。

3枚目 (1枚目、2枚目で回答しきれなかった場合のみお使いください)

1枚目、2枚目に回答しきれなかった事件(事件31~45)についてご記入下さい。

3枚目 裏

	事 件 31	事 件 32	事 件 33	事 件 34	事 件 35	事 件 36	事 件 37	事 件 38	事 件 39	事 件 40	事 件 41	事 件 42	事 件 43	事 件 44	事 件 45
問12 どのような事由で終結しましたか。															
1 裁判上の和解	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 裁判外の和解 (仮処分決定に基づく和解を含む)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 その他	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
問13 被解雇者の人数をご記入ください。															
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
問14 その解雇は次のどれに分類できますか。労使互いの主張に基づく分類をお教えてください(複数回答可)。															
1 整理解雇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2 懲戒解雇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3 普通解雇(次の31から34に該当しますか)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
31 傷病・資格喪失等による労務提供不能	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32 適格性の欠如	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33 規律違反	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34 信頼関係の喪失	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
4 労組法7条1号・4号がらみの解雇	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5 その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
問15 (問12で選択肢1か2に○をつけた場合)解雇から和解成立まで、どのくらいの期間がかかりましたか(例:1年5カ月でしたら17ヶ月とご記入ください)。															
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月
問16 (問12で選択肢1か2に○をつけた場合)復帰についてどのような前提で和解しましたか。(同一事件において複数の被解雇者の前提が異なる場合、前提別に人数をお教え下さい)。															
1 復帰又は再雇用を認める前提 人数をお教え下さい	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2 復帰又は再雇用を認めない前提 人数をお教え下さい	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
問17 (問16で選択肢2に○をつけた場合)和解にあたり、通常支払われる退職金以外にいわゆる和解金・解決金の支払はありましたか(解雇が無効とされたことによる過去の賞金の支払を含みます)。															
1 あった 人数をお教え下さい	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2 なかった 人数をお教え下さい	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3 わからない	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
問18 (問17で選択肢1に○をつけた場合)そのとき支払われた、通常支払われる退職金以外のいわゆる和解金・解決金(解雇が無効とされたことによる過去の賞金の支払いを含みます)の一人当たりの金額は賞金何ヶ月分、何万円ですか。賞金月数と金額の両方をお教えください。															
1 A「和解金等」は賞金月数で言うと……	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分
1 B「和解金等」は金額で言うと……	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
2 わからない	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

ご多忙のところ、ご協力下さいまして誠にありがとうございました。11月19日(金)までにご返送くださいますようお願いいたします。

JILPT 資料シリーズ No.4

解雇無効判決後の原職復帰の状況に関する調査研究

発行年月日 **2005年8月5日**

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

(編集) 研究調整部研究調整課 TEL **03-5991-5104**

FAX **03-3594-1112**

印刷・製本 太平印刷

©2005

